

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

石狩市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）（以下「住宅」という。）の建設に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣 旨）

第1条 本協定は、石狩市地域防災計画に基づき、災害時における住宅の建設に関して、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 本協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅であって、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）であるものをいう。

（所要の手続）

第3条 甲は、住宅の建設（以下「住宅建設」という。）の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、前条第1項の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「会員」という。）のあっせんその他必要と認める事項について、可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙のあっせんを受けた会員は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 会員が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 会員は、甲が要請した住宅建設が終了したときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

3 甲は、会員の住宅建設終了後、これを検査し、確認したときは、会員の請求により第1項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲及び乙は、この協定の業務に関する連絡窓口を、連絡体制表（別記様式）により双方通知するものとする。これに変更があった場合も、同様とする。

（報 告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる会員の建設可能戸数等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、甲は、乙に対し隨時報告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、業務担当部員又は会員に異動があった場合は、随時甲に報告するものとする。

(守秘義務)

第10条 甲及び乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合、及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、理由のいかんを問わず本協定が終了した後も、前項の規定による守秘義務を負うものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和8年1月19日

甲 石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤龍幸

乙 札幌市清田区美しが丘三条10丁目2番15号
一般社団法人日本ムービングハウス協会

代表理事 佐々木信博

別記様式

令和 年 月 日

連絡体制表

甲：石狩市

連絡先			
①	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
②	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
③	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
④	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail

乙：一般社団法人 日本ムービングハウス協会

連絡先			
①	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
②	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail
③	職氏名		TEL
			FAX
			E-mail